

計量行政審議会の再編成について

1. 経緯

(1) 計量行政審議会は、計量に関する重要な事項について、通商産業大臣の諮問に応じて答申し、又は通商産業大臣に建議することを任務として、旧計量法の施行と併せ、昭和 27 年 3 月 1 日に設置された。

(2) 今般、中央省庁再編の一環として、平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部における「審議会等の整理合理化に関する指針」に従い、任務等の見直しが行われた。

これに基づき、平成 12 年に計量法及び計量法施行規則が改正（本年 1 月 6 日施行）され、任務、委員数等について変更が行われた。

2. 計量法、計量法施行規則における主な変更点

(1) 政策立案型から法施行型への審議会の任務の変更

計量に関する大きな枠組みの変更（法律改正など）については産業構造審議会へ移管し、特定計量器の種類、計量単位、特定商品の決定等の計量行政の実施の根幹に係る部分について引き続き計量行政審議会において審議を行う。これにより、従来は「建議」をも行ってきたが、「諮問に応じた答申」が本審議会の任務となった。

(2) 委員数の削減等審議会のスリム化

委員数の上限が会長を含め 31 名から 20 名に削減された。

(3) 臨時委員の設置

従前からの専門委員に加え、新たに議決権を有する臨時委員が設けられた。

－臨時委員は議決権を有し、専門委員は有しない。

－臨時委員は議題に係る調査審議を行い、専門委員は調査を行う。

3. 計量行政審議会の運営規程

計量行政審議会の任務が変更されたことに伴い、計量行政審議会運営規程についてもそれに合わせる形で、見直しを行う。

基本的には、従来の枠組みを変更することなく、審議会の見直しに係る経済産業省全体の整理と整合するよう変更を加えるとともに、計量法施行規則の条文との整合をとることとする。

4. 計量行政審議会運営規程（案）のポイント

（1）審議会の開催回数について

年 1 回の開催規定を削除し、必要に応じ審議会を招集するという規程ぶりに変更。

（2）審議会の公開について

情報公開の促進の観点から、公開を原則とし、非公開の場合においても議事要旨の公開を明確化。

なお、計量士部会については、資格の認定のため個人情報等をもとに検討されることから内容は公開せず、結果のみ議事要旨として公開するものとする。

（3）答申について

従来は建議をも行ってきたが、審議会の任務の変更とともに、答申をその任務とする。

（4）部会について

部会についてはこれまでの部会を踏襲する。ただし、政策立案型から法施行型への審議会の任務の変更に伴い、基本政策部会を基本部会と改称する。

（5）小委員会について

従来は部会の下に分科会が置かれていたが、政府全体の整理として分科会は部会の上部機関とされたため、従来の分科会の機能を果たす部会の下に置くべきものとして小委員会を置くことを可能とした。

(参考)

計量行政審議会の組織について

計量行政審議会
① 計量行政審議会への諮問の調査審議及び答申 ② 計量行政審議会の運営の基本的事項の決定 ③ 部会及び小委員会の設置
(構成員) 委員、臨時委員若干名 (経済産業大臣の任命) (会長) 経済産業大臣の任命 (充足数) 委員及び臨時委員の過半数の出席 (議決) 出席した委員及び臨時委員の過半数の賛成

|

部 会
各部会ごとにそれぞれの所掌の事項の審議を行うとともに、小委員会の設置等について決定を行う。 ○ 基本部会 計量単位、特定計量器の検定及び商品量目の適正化等計量に関する基本的事項についての調査審議 ○ 計量標準部会 計量器の校正等計量標準に関する事項についての調査審議 ○ 計量士部会 計量士の資格に関する事項についての調査審議 (主に計量士の認定に係る事項)
(構成員) 経済産業大臣が任命する委員、臨時委員及び専門委員の中から会長が指名 (部会長) 部会に属する委員の互選 (充足数及び議決) 審議会と同様

|

小 委 員 会
小委員会に付託された内容の審議を行う (審議会又は部会の決定により、専門家中心の審議が必要な場合等の際設置される。現在は未設置。)
(構成員) 経済産業大臣が任命する委員、臨時委員及び専門委員の中から会長が指名 (又は部会長) が指名 (委員長) 小委員会に属する委員及び臨時委員の互選又は会長の指名 (充足数及び議決) 審議会と同様